

令和4年(フ)第1601号

決 定

埼玉県熊谷市樋春115番地

破産者 鎌塚自動車株式会社

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和6年3月18日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁 判 官 小 沼 日加利

これは正本である。

令和6年3月18日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 渡 辺 竜 司

